

市内医療機関における冷蔵での保管期限を超過した 新型コロナウイルスワクチンの接種について

新型コロナウイルスワクチン接種を実施している市内の1医療機関において、定められた保管期限を超過したファイザー社オミクロン株対応ワクチンを、市民に誤って接種した事案が判明しました。
なお、現在のところ、健康被害は確認されていません。

1 保管期限を超過したワクチンにより接種した期間及び人数

令和5年2月25日から6月4日までに接種した市民のうち、最大2,364人

2 判明の経緯と原因

当該医療機関から「冷蔵での保管期限を超過したワクチンを接種に使用していた」との連絡が本市にありました。

当該医療機関は保管期限の管理が不十分であったため、期限切れのワクチンを誤って接種したものです。

3 医療機関の対応

保管期限を超過したワクチンを接種した可能性のある方全員に対して書面で連絡し、健康被害の有無を確認するとともに、希望する方には抗体検査や再接種など必要な対応を行います。
合わせて管理方法を改善する等、再発防止策を講じます。

4 参考

＜ファイザー社オミクロン株対応ワクチンの冷蔵保管方法について＞

保管温度	保管期限
2～8℃	10週間

なお本市としては今回の件を受け、当該医療機関に対し、被接種者へ適切に対処すること、ワクチンの管理方法の改善策を講ずることを指導しています。

また、ワクチン接種を実施している全ての医療機関に対し、改めてワクチンの管理方法等について確認するよう注意喚起を行いました。

お問合せ先

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 加藤 未歩 Tel 045-671-4841